

# 幼児教育・保育無償化についてのご案内

## ① 満3歳以上で入園するお子様の保育料を無償化します。

<h3>幼稚園の入園料と保育料の無償化</h3>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入園料は、入園初年度に限り月割り（入園料÷初年度の在籍月数）を行い、無償化の対象となります。</li> <li>◆月割り後の入園料と毎月の保育料を合わせ、<b>月額25,700円（上限）まで</b>が無償化の対象となります。</li> <li>◆保育料以外の通園送迎費、食材料費、行事費等については、無償化の対象となりません。</li> <li>◆ただし、食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、年収360万円未満相当世帯のお子様と、小学校3年生以下のお子様から数えて第3子以降のお子様に対する<b>免除制度</b>があります。</li> </ul>
<h3>必要な手続き</h3> <p>（保育が必要なお子様で預かり保育を追加利用される方は、②の申請手続きを参照してください。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事前に市の認定を受ける必要があります。⇒【<b>新1号認定</b>】（市外にお住まいの方は、住所地の市町村でのお手続きとなります。）</li> <li>◆入園先で<b>施設等利用給付認定申請書 兼 現況届</b>を配付しますので、必要事項を記入し、期限までに入園先に提出してください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>申請書の提出期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 4月に入園するお子様 …令和2年3月13日（金）まで</li> <li>● 5月以降に入園するお子様 …入園月の前月の20日まで</li> </ul> </div>
<h3>どのように無償化されるか</h3>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認定を受けたお子様については、認定日以降の入園料と保育料を納入する必要はありません。（ただし、無償化上限額を超える場合には、超過分をご負担いただきます。）</li> </ul>

## ② 平成26年4月2日から平成29年4月1日の間に生まれ、保育が必要であることを認定されたお子様については、①の保育料に加え、**預かり保育の利用料も無償化**となります。⇒【**新2号認定**】

<h3>預かり保育の無償化</h3>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆共働きなどにより<b>保育が必要なお子様</b>を対象に無償化を行います。</li> <li>◆<b>月額11,300円と450円×月の利用日数</b>のいずれか少ない額が無償化の月額の上限となります。</li> </ul>
--------------------	--

※ 市民税非課税世帯に限り、平成29年4月2日以降に生まれたお子様についても450円×月の利用日数を上限に無償化の対象となります。⇒【**新3号認定**】

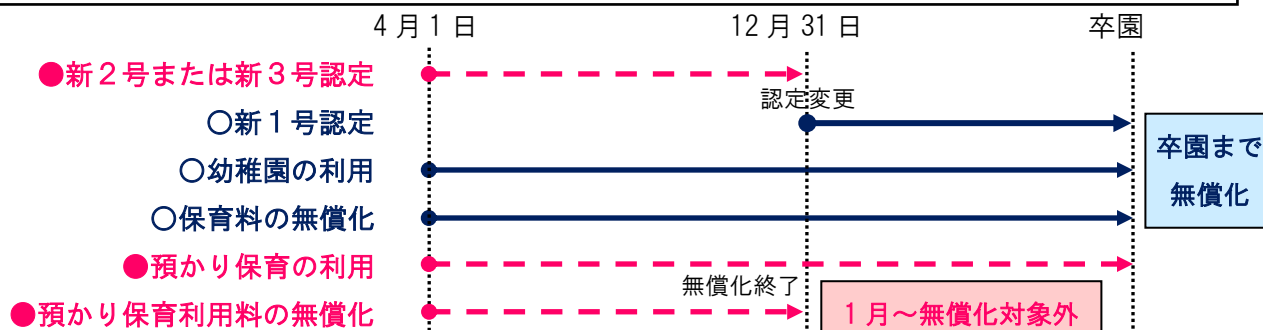
## 必要な手続き

- ◆事前に市の認定（新2号または新3号）を受ける必要があります。
- ◆入園先で**施設等利用給付認定申請書 兼 現況届**を配付しますので、必要事項を記入し、入園先まで提出をお願いします。
- ◆**保育を必要とする理由について確認が必要となります。**  
申請の際には、理由について確認できる書類（就労証明書など）を添付する必要があります。
- ◆認定後、世帯の状況に変更が生じ、**保育を必要とする理由がなくなった場合には、認定変更となり、それ以降の預かり保育の利用料は無償化の対象外となります。**（下の（例）をご参照ください。）

### 申請書の提出期間

- 4月に利用開始するお子様 …令和2年3月13日（金）まで
- 5月以降に利用開始するお子様 …開始月の前月の20日まで
- 保育を必要とする理由に変更（終了含む）がある場合 …変更が生じる月の前月の25日まで

（例）幼稚園・預かり保育の両方を利用する方が、12月末で保育を必要とする理由がなくなった場合の、無償化の取扱い



保育を必要とする理由がなくなって以降も、預かり保育の利用はできますが、利用料は無償化対象外となります。一方、幼稚園の保育料については、卒園まで無償化対象のまま変わりません。

## どのように無償化されるか

- ◆無償化上限額（表面参照）の範囲内の利用料については、納入する必要はありません。
- ◆利用料が無償化上限額を超えるには、超過分のみ入園先に納入いただきます。

### 問合せ先

八戸市 福祉部 こども未来課（市庁別館2階） 企画育成グループ  
電話：0178-43-9094 メール：kodomo@city.hachinohe.aomori.jp